

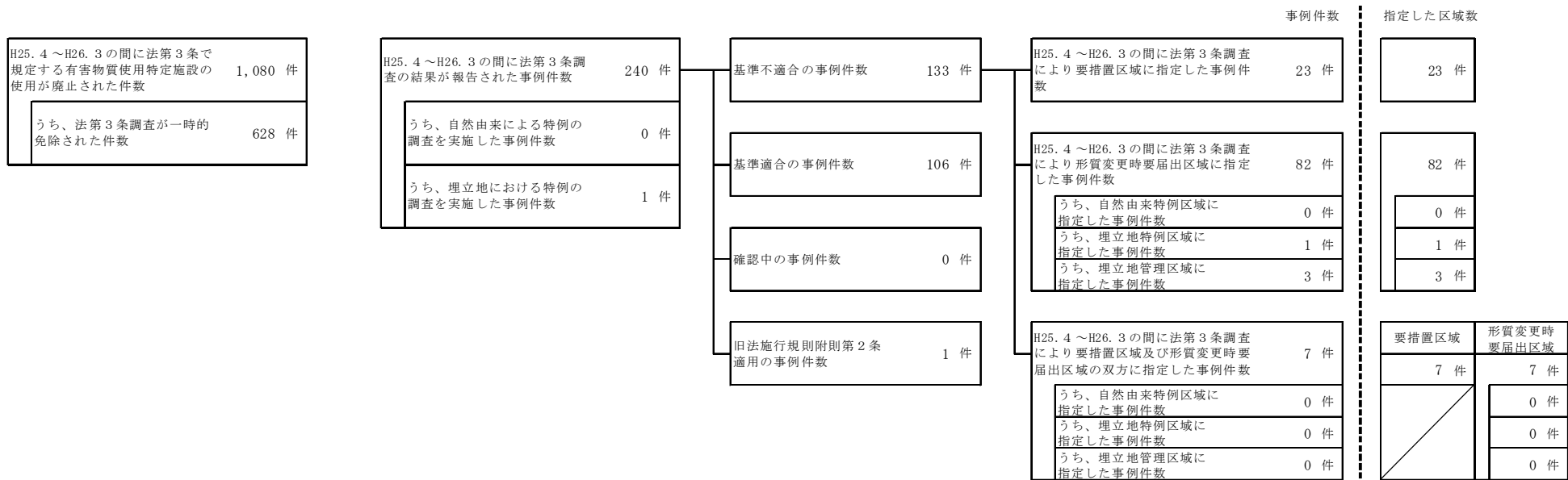
## 2. 土壌汚染対策法の施行状況

### 2.1 平成 25 年度の施行状況

#### 1) 調査の契機別の施行状況

平成 25 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-4 に示す。図 2-1 は有害物質使用特定施設の廃止時における調査（以下、「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-2 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下、「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下、「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下、「法第 14 条申請」という。）に関する状況を示し、図 2-5 にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の解除又は変更の状況を図 2-6 に示す。

平成 25 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 1,080 件、法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 240 件、調査義務の一時的免除件数は 628 件であった。平成 25 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 10,848 件、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出は 142 件、土壌汚染状況調査の結果報告件数は 150 件であった。平成 25 年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出は 0 件であった。平成 25 年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 298 件であった。平成 25 年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 73 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 407 件であった。



注1) 「事案件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2) 「基準不適合の事案件数」は、区域指定審査中の事案件数を含むため、区域指定が行われた事案件数の総数の和と一致しない。

図2-1 法第3条調査に関する状況

H25. 4～H26. 3の間に法第4条第1項に基づく形質変更の届出がなされた件数	10,848 件
うち、法第4条第2項に基づく調査命令が発出された件数	142 件

H25. 4～H26. 3の間に法第4条調査の結果が報告された事案件数	150 件
うち、自然由来による特例の調査を実施した事案件数	4 件
うち、埋立地における特例の調査を実施した事案件数	1 件

基準不適合の事案件数	48 件
基準適合の事案件数	99 件
確認中の事案件数	3 件

H25. 4～H26. 3の間に法第4条調査により要措置区域に指定した事案件数	3 件
---	-----

H25. 4～H26. 3の間に法第4条調査により形質変更時届出区域に指定した事案件数	39 件
うち、自然由来特例区域に指定した事案件数	3 件
うち、埋立地特例区域に指定した事案件数	1 件
うち、埋立地管理区域に指定した事案件数	0 件

H25. 4～H26. 3の間に法第4条調査により要措置区域及び形質変更時届出区域の双方に指定した事案件数	2 件
うち、自然由来特例区域に指定した事案件数	0 件
うち、埋立地特例区域に指定した事案件数	0 件
うち、埋立地管理区域に指定した事案件数	0 件

指定した区域数

3 件
-----

39 件
3 件
1 件
0 件

要措置区域	形質変更時届出区域
2 件	2 件
	0 件
	0 件
	0 件

注1)「事案件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2)「基準不適合の事案件数」は、区域指定審査中の事案件数を含むため、区域指定が行われた事案件数の総数の和と一致しない。

図2-2 法第4条調査に関する状況

H25. 4～H26. 3の間に法第5条第1項に基づく調査命令発出事例件数	0件
うち、地下水の飲用等の可能性があるもの	0件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0件

H25. 4～H26. 3の間に法第5条第2項に基づき知事が自ら調査した事例件数	0件
うち、地下水の飲用等の可能性があるもの	0件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0件

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査の結果が報告された事例件数	0件
うち、自然由来による特例の調査を実施した事例件数	0件
うち、埋立地における特例の調査を実施した事例件数	0件

基準不適合の事例件数	0件
------------	----

基準適合の事例件数	0件
-----------	----

確認中の事例件数	0件
----------	----

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査により要措置区域に指定した事例件数	0件
---	----

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査により形質変更時要届出区域に指定した事例件数	0件
--	----

うち、自然由来特例区域に指定した事例件数	0件
うち、埋立地特例区域に指定した事例件数	0件
うち、埋立地管理区域に指定した事例件数	0件

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査により要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方に指定した事例件数	0件
--	----

うち、自然由来特例区域に指定した事例件数	0件
うち、埋立地特例区域に指定した事例件数	0件
うち、埋立地管理区域に指定した事例件数	0件

事例件数

指定した区域数

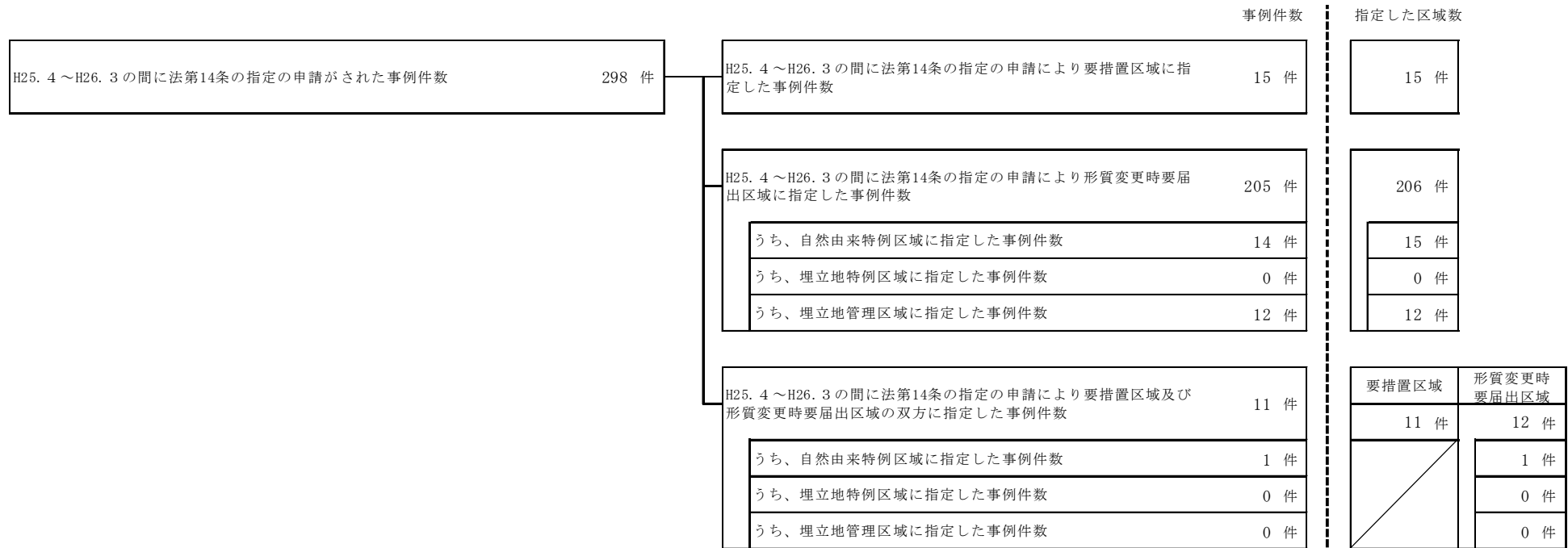
0件
----

0件
----

0件
0件
0件

要措置区域	形質変更時 要届出区域
0件	0件
/	0件
	0件
	0件

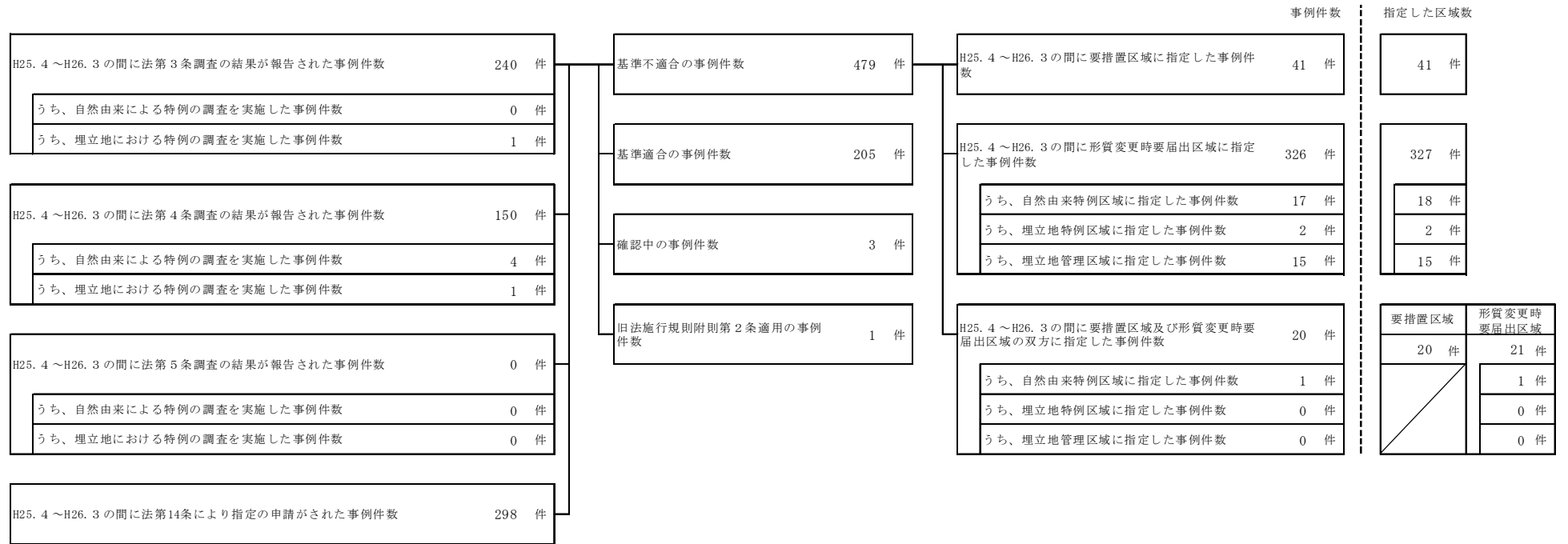
図2-3 法第5条調査に関する状況



注1) 「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2) 「指定の申請がされた事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の総数の和と一致しない。

**図 2-4 法第 14 条申請に関する状況**

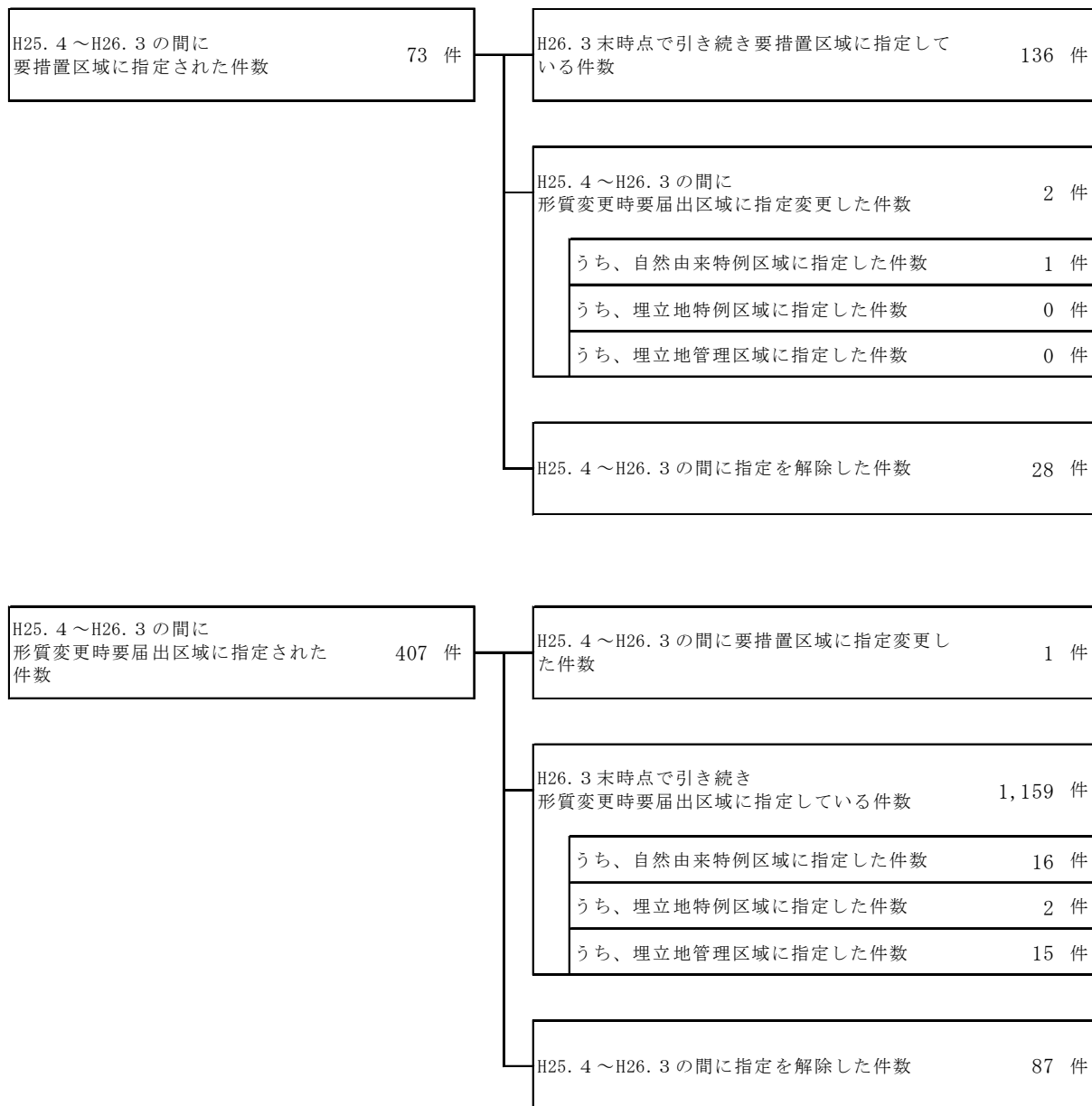


注1) 「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定が行われた事例件数の総数に加え、区域指定審査中の事例件数を含むため、一致しない。

注3) 「指定した区域数」は法の調査契機が重複したものがあるため図2-1～4の合計と一致しない。

図2-5 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請の施行状況概要



注 1) 要措置区域等の指定件数は、平成 25 年 4 月までに調査結果が報告された事例件数を含むため、図 2-5 と一致しない。

注 2) 指定の解除又は変更の状況は、平成 25 年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

図 2-6 指定の解除又は変更の状況

## 2) 条項別の施行状況

平成25年度の条項別の施行状況を以下に示す。

### 法第2章 土壤汚染状況調査

#### ・法第3条関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	1,080	件
調査結果が報告された件数	240	件
調査義務が一時的に免除された件数（第1項ただし書き）	628	件

#### ・法第4条関係

形質変更の届出件数	10,848	件
調査命令発令件数	142	件
調査結果が報告された件数	150	件

#### ・法第5条関係

調査命令発令件数	0	件
----------	---	---

### 法第3章 区域の指定等

#### ・法第6条関係（要措置区域）

指定件数	73	件
解除件数	28	件
形質変更時要届出区域への指定変更件数	2	件

#### ・法第7条関係（汚染の除去等の措置）

措置の指示件数	76	件
上記指示のうち、土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示	18	件
指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	0	件

#### ・法第11条関係（形質変更時要届出区域）

指定件数	407	件
解除件数	87	件
要措置区域への指定変更件数	1	件

#### ・法第12条関係（形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等）

届出件数	784	件
計画変更命令件数	0	件

#### ・法第14条関係（指定の申請）

申請件数	298	件
------	-----	---

### 法第4章 汚染土壤の搬出等に関する規制

#### ・法第16条関係（汚染土壤の搬出時の届出等）

届出件数	630	件
認定申請件数	29	件
計画変更命令件数	0	件

#### ・法第19条関係（措置命令）

措置命令件数	0	件
--------	---	---

#### ・法第22～25条関係（汚染土壤処理業）

申請件数	3	件
更新件数	0	件
事故の届出件数	3	件
変更の許可申請件数	9	件
変更の届出件数	124	件
休止の届出件数	2	件
廃止の届出件数	0	件
再開の届出件数	4	件
改善命令件数	0	件
許可の取消件数	0	件
停止命令件数	0	件

### 法第7章 雑則

#### ・法第54条関係

第1項 報告・検査件数	367	件
第3項 報告・検査件数	51	件
第4項 報告・検査件数	112	件

#### ・法第55条関係：協議件数

	7	件
--	---	---

#### ・法第56条関係：意見陳述件数

	37	件
--	----	---

#### ・法第65条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第66条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第67条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第68条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第69条関係：違反件数

	0	件
--	---	---



## 2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、調査結果報告件数についても「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。一時的免除件数は、「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「九州地区」、「中部地区」の順に多く、調査命令件数及び調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」、「中部地区」および「近畿地区」の順に多く、法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」および「中国四国地区」の順に多かった。法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）

(件数)

都道府県・政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査命令 件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
北海道	2	2	1	1,068	0	0	0	4	3
札幌市	8	4	1	79	1	1	0	0	0
函館市	0	0	0	12	0	0	0	1	1
旭川市	3	2	0	30	0	0	0	0	0
計	13	8	2	1,189	1	1	0	5	4
青森県	3	2	1	85	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	4	0	1	0	1	1
八戸市	1	0	0	20	0	0	0	0	0
岩手県	13	13	1	303	2	2	0	0	0
盛岡市	0	0	0	22	0	0	0	0	0
宮城県	6	3	0	291	1	1	0	2	2
仙台市	3	2	1	72	0	0	3	9	10
秋田県	8	5	0	30	0	0	0	0	0
秋田市	3	1	0	12	0	0	0	0	0
山形県	10	10	4	99	1	1	0	2	0
山形市	3	2	0	20	0	0	0	0	0
福島県	18	12	7	164	1	1	2	4	2
福島市	2	0	1	28	2	2	0	0	0
郡山市	6	5	0	16	0	0	0	2	1
いわき市	1	1	0	57	0	0	0	1	0
計	77	56	15	1,223	7	8	5	21	16
茨城県	33	23	1	238	2	2	0	1	0
水戸市	2	0	1	45	0	0	0	0	0
つくば市	44	32	1	38	1	1	1	0	0
栃木県	17	15	1	253	4	4	1	1	1
宇都宮市	4	4	0	32	1	1	0	0	0
群馬県	10	10	1	148	4	4	0	1	0
前橋市	1	1	1	48	2	2	0	2	1
高崎市	5	2	0	30	0	0	0	0	0
伊勢崎市	2	0	4	22	0	0	0	0	0
太田市	3	2	1	31	0	0	0	0	0
埼玉県	32	19	13	213	8	8	7	16	5
さいたま市	7	4	0	40	1	0	0	0	0
川越市	9	6	2	23	0	0	0	1	0
熊谷市	1	1	0	10	0	0	0	0	0
川口市	1	0	1	14	1	3	1	2	1
所沢市	5	3	1	16	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	9	0	0	0	0	0
草加市	2	1	1	11	0	0	1	0	0
越谷市	3	0	4	7	0	0	1	3	0
千葉県	18	7	0	172	1	1	0	3	4
千葉市	4	2	1	32	0	0	1	3	3
市川市	0	0	0	18	0	0	0	2	2
船橋市	2	0	1	30	0	0	1	1	1
松戸市	3	2	1	15	0	0	0	1	0
柏市	1	0	0	48	0	0	0	0	0
市原市	2	1	0	33	2	2	0	1	0
東京都	90	22	44	406	0	0	14	96	100
八王子市	9	5	5	26	0	0	3	2	0
町田市	0	0	0	8	0	0	0	0	0
神奈川県	11	10	2	70	7	7	2	3	0
横浜市	53	25	13	79	3	3	1	9	2
川崎市	15	9	4	52	0	0	0	9	4
相模原市	6	12	4	33	7	7	1	5	2
横浜賀市	2	1	2	12	0	0	0	1	0
平塚市	4	1	1	17	7	7	1	2	0
藤沢市	9	9	1	15	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	8	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	2	0	0	5	4	4	0	1	0
厚木市	2	1	0	20	3	3	0	0	0
大和市	2	0	1	9	0	0	0	2	1
新潟県	19	13	6	182	4	4	1	5	1
新潟市	4	0	3	65	4	4	0	1	0
長岡市	0	0	0	31	2	2	0	1	0
上越市	2	1	0	24	0	0	0	0	0
山梨県	10	10	2	124	0	0	0	3	2
甲府市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
静岡県	12	11	1	155	2	2	1	4	5
静岡市	3	2	0	29	0	0	0	0	0
浜松市	5	5	2	46	0	0	1	0	0
沼津市	3	0	1	14	0	0	0	0	0
富士市	4	2	1	31	0	0	0	0	0
計	478	274	129	3,049	70	71	39	182	135
富山県	12	12	0	88	0	0	0	0	0
富山市	3	3	0	58	0	0	0	1	0
石川県	2	0	2	56	0	0	1	1	0
金沢市	1	1	3	25	0	0	1	2	2
福井県	5	5	0	68	4	4	0	3	0
福井市	4	1	1	33	1	1	0	1	0
長野県	11	9	1	157	0	0	0	1	0
長野市	4	0	0	30	0	0	0	0	0
松本市	3	3	0	31	0	0	0	0	0
岐阜県	12	8	0	174	2	2	2	2	2
岐阜市	6	3	1	25	0	0	1	0	0

(続き)

(件数)

都道府県・政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査命令 件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	
中部地区	愛知県	63	32	2	209	0	0	1	3	2
	名古屋市	15	4	7	89	0	0	2	14	17
	豊橋市	2	2	1	14	0	0	0	1	0
	岡崎市	1	0	1	33	0	0	1	1	1
	一宮市	4	2	3	11	0	0	0	0	0
	春日井市	3	2	0	11	0	0	0	0	0
	豊田市	11	7	0	34	0	0	0	0	0
	三重県	14	14	0	211	0	0	0	0	0
	四日市市	1	1	0	30	0	0	0	0	0
	計	177	109	22	1,387	7	7	9	30	24
近畿地区	滋賀県	27	27	3	118	13	13	2	2	0
	大津市	3	2	0	19	0	0	0	0	0
	京都府	6	3	1	127	1	1	0	1	1
	京都市	14	2	4	64	1	1	5	7	4
	大阪府	17	6	3	112	4	4	0	13	10
	大阪市	56	13	7	81	2	2	0	35	27
	堺市	4	3	5	26	0	0	0	8	4
	岸和田市	1	0	1	3	0	0	0	1	0
	豊中市	3	0	2	20	1	1	0	9	6
	吹田市	7	6	1	34	0	0	1	3	2
	高槻市	5	1	1	39	1	1	0	2	2
	枚方市	1	1	2	31	1	1	0	4	3
	茨木市	5	2	3	26	0	0	0	2	1
	八尾市	3	1	1	14	0	0	0	0	0
	寝屋川市	1	1	1	12	0	0	0	0	0
	東大阪市	3	2	1	11	0	0	0	1	0
	兵庫県	17	3	4	127	2	2	0	8	9
	神戸市	14	8	1	106	2	2	0	5	4
	姫路市	2	1	0	36	0	0	1	1	2
	尼崎市	8	7	4	21	2	3	0	4	1
	明石市	2	2	0	12	0	0	0	2	2
	西宮市	0	0	0	12	0	0	0	2	2
	加古川市	0	0	1	16	0	0	0	1	0
	宝塚市	0	0	0	4	0	0	0	2	2
	奈良県	2	2	0	70	0	0	0	0	0
	奈良市	1	1	1	20	0	0	0	0	0
	和歌山県	2	0	0	98	2	2	0	2	2
	和歌山市	0	0	0	33	0	0	0	0	0
	計	204	94	47	1,292	32	33	9	115	84
中国四国地区	鳥取県	1	0	0	54	0	0	0	0	0
	鳥取市	3	0	2	12	0	0	0	2	1
	島根県	0	0	0	89	0	0	0	1	1
	松江市	2	0	0	15	0	0	0	0	0
	岡山県	8	8	2	74	0	0	1	2	2
	岡山市	8	8	0	45	3	3	0	4	2
	倉敷市	6	4	0	24	2	1	0	2	1
	広島県	10	10	4	83	0	0	1	1	1
	広島市	4	2	1	52	0	0	1	4	2
	呉市	1	1	0	5	1	1	0	1	0
	福山市	2	2	0	21	0	0	0	0	0
	山口県	7	6	0	129	0	0	0	7	7
	下関市	1	0	0	14	0	0	0	1	1
	徳島県	10	6	0	93	0	0	0	0	0
	徳島市	5	2	3	25	1	1	1	1	0
	香川県	3	2	1	71	1	1	0	1	1
	高松市	0	0	0	43	0	0	1	2	1
	愛媛県	1	1	0	68	0	0	0	0	0
	松山市	4	4	1	32	0	0	0	1	0
	高知県	1	0	0	35	0	0	0	0	0
	高知市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	計	77	56	14	996	8	7	5	30	20
九州地区	福岡県	15	11	2	264	2	2	0	5	2
	北九州市	4	0	2	70	3	3	0	7	6
	福岡市	3	1	3	83	5	5	1	2	1
	久留米市	0	0	0	23	0	0	0	0	0
	佐賀県	3	3	0	52	0	0	0	0	0
	長崎県	1	0	0	56	0	0	1	1	1
	長崎市	0	0	0	12	1	1	1	1	1
	佐世保市	0	0	0	18	0	0	0	0	0
	熊本県	7	6	0	133	2	2	0	3	1
	熊本市	3	1	1	64	3	3	0	2	0
	大分県	2	2	0	116	1	1	0	2	1
	大分市	6	4	0	65	0	0	0	0	0
	宮崎県	0	0	0	130	0	6	0	0	0
	宮崎市	2	0	0	27	0	0	0	0	0
	鹿児島県	4	2	1	152	0	0	1	1	0
	鹿児島市	0	0	0	25	0	0	2	0	1
	沖縄県	3	0	2	404	0	0	0	0	1
	那覇市	1	1	0	18	0	0	0	0	0
	計	54	31	11	1,712	17	23	6	24	15
合計	1,080	628	240	10,848	142	150	73	407	298	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 有害物質使用特定施設の廃止件数は平成25年度に廃止届出が受理された件数であり、一時的免除件数は廃止件数のうち数である。

## 2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果の報告件数は、平成25年度は688件（法第3条240件、法第4条150件、法第5条0件、法第14条298件）であり、前年度（689件）より若干減少した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成25年度は480件（要措置区域は73件、形質変更時要届出区域は407件）であり、区域に指定された件数は前年度（466件）より増加した。要措置区域等において土壌汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成25年度は115件であり、前年度（202件）より減少した。

表2-2 年度別の施行状況

	H14 <sup>※1</sup>	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	累計	
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数 <sup>※2</sup>	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	10,131
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	7,841
	調査結果報告件数 <sup>※3</sup>	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	2,414
法第4条	形質変更届出件数	—	—	—	—	—	—	—	10,815	9,525	9,949	10,848	41,137	
	うち、調査命令件数	—	—	—	—	—	—	—	270	180	126	142	718	
	調査結果報告件数	—	—	—	—	—	—	—	226	199	143	150	718	
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5	
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5	
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	—
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	2,106
	要措置区域への指定件数	—	—	—	—	—	—	—	—	45	80	72	73	270
	形質変更時要届出区域への指定件数	—	—	—	—	—	—	—	—	230	370	394	407	1,401
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	811
	要措置区域の解除	—	—	—	—	—	—	—	—	11	40	55	28	134
法第11条	形質変更時要届出区域の解除	—	—	—	—	—	—	—	86	124	147	87	444	
	引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	—
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	—	—	—	—	—	—	—	89	241	303	298	931	
	調査結果報告件数合計	0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	689	688	4,068

※1 平成14年度については法施行日（平成15年2月15日）から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

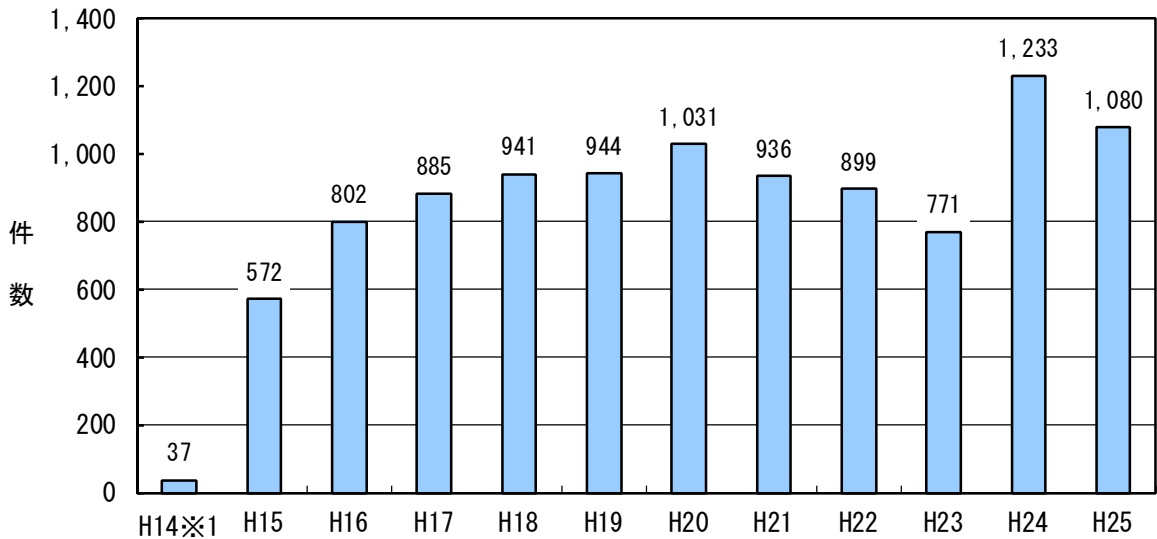


図 2-7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移

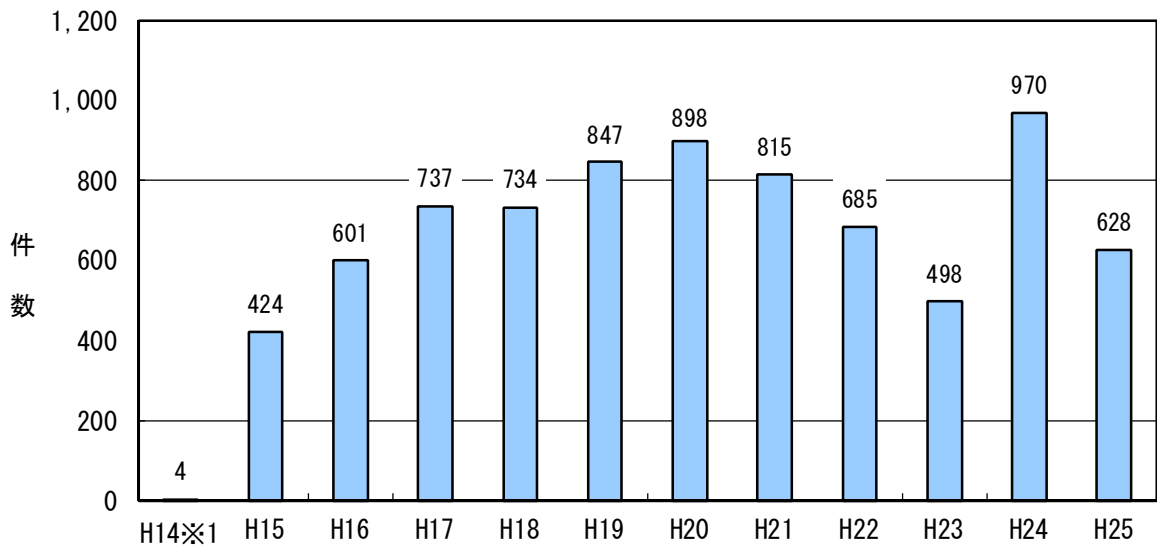


図 2-8 法第 3 条一時的免除件数の推移

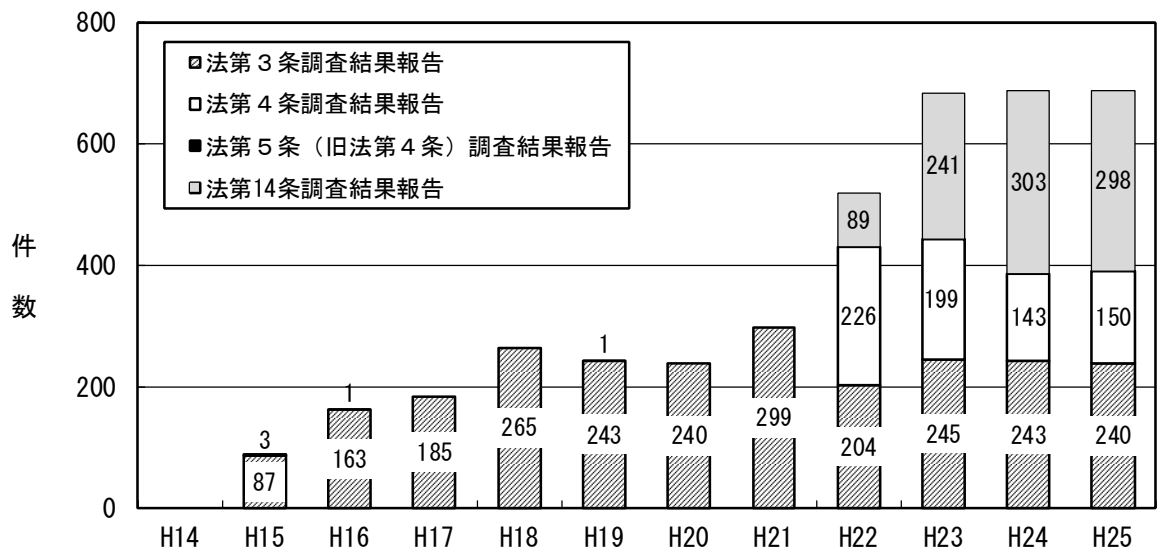


図 2-9 法第 3 条、法第 4 条、法第 5 条及び法第 14 条に基づく調査結果の報告件数の推移

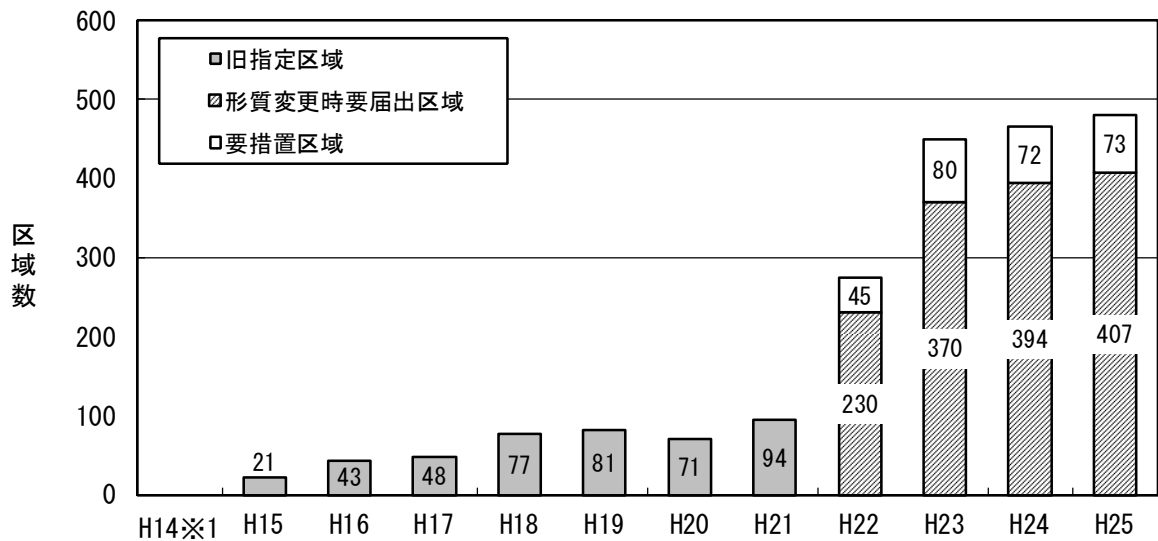


图 2-10 要措置区域等（旧指定区域）指定件数の推移

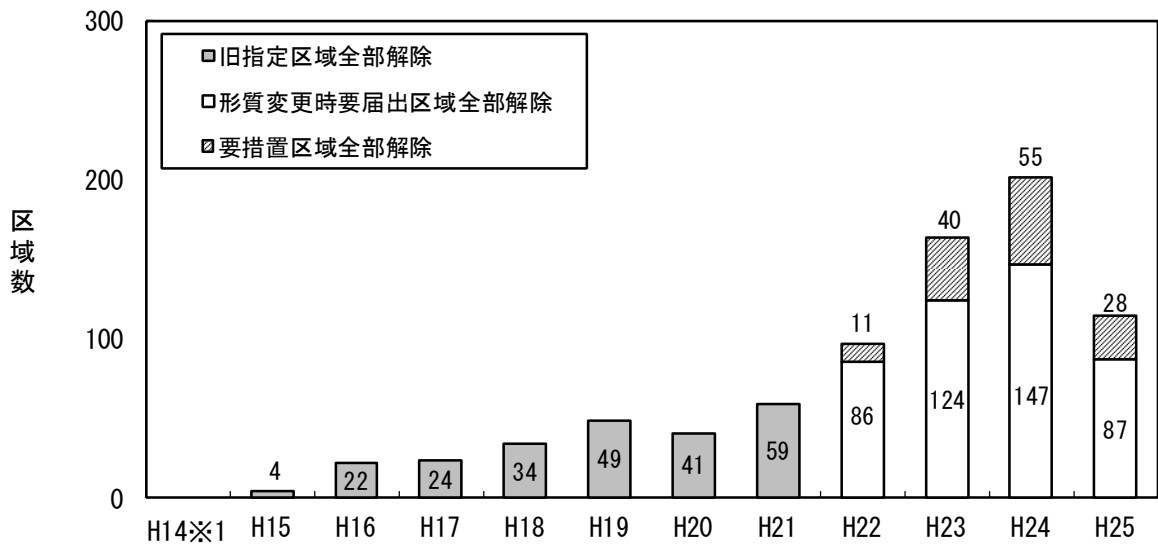


图 2-11 要措置区域等（旧指定区域）解除件数の推移